

奈良県自然環境保全審議会自然保護部会(平成20年7月31日開催) 会議概要

整理番号	委員意見	事務局回答
1	<p>全般的事項</p> <p>・条例の対象を脊椎動物、昆虫類、維管束植物に限定した趣旨は理解したが、カワノリのような溪流性藻類で天然記念物になっている例があったと記憶するが、この条例の対象にならなくなる。この点いかに考える。</p> <p>・この点、何か良い対応案を整理すること。(相馬部会長)</p>	<p>・カワノリは県指定天然記念物になっている。</p> <p>・奈良県版RDBの対象分類群を除くと、情報の蓄積ができていない。そういう面で、そこまで手は出せない。</p>
2	<p>第2条 定義</p> <p>・「種」の定義で、「変種」を含めているが、農作物、栽培植物、あるいは金魚やヒメダカという人工物をイメージさせる。植物では特に問題はないのか。</p> <p>・「変種」は、野生植物の種内の分類単位として、定義されているので、違和感はない。</p>	<p>・奈良県版レッドデータブックの対象分類単位として、脊椎動物、昆虫類は亜種までを扱うとしているが、維管束植物は亜種、変種、雑種、品種まで扱うとしており、野生植物として一般的に変種は認知されているものとして使用している。</p>
3	<p>第2条 定義</p> <p>・資料2のP2【解説】の「種」の説明文について、「種の下にはさらに細かい分類」のところは、「種の下にはさらに細かい分類単位」というふうに「単位」を入れる必要がある。</p>	<p>・ご意見のとおり修正する。</p>
4	<p>第9条 指定希少野生動植物の指定等</p> <p>・「指定希少野生動植物の指定」という表記が、行為と形容が混同し非常にわかりにくい。行為を冠するよりも特殊であることを強調した表記のほうがよい。事務局に任せるので、判りやすい表記に。</p>	<p>・特段の回答ナシ</p>
5	<p>第9条 指定希少野生動植物の指定等</p> <p>・奈良県版RDBの「絶滅種」、「郷土種」について、この条例での取り扱いはいかん。</p> <p>・「郷土種」について、いずれ何か条例などを考えられる可能性はあるのか。</p>	<p>・「絶滅種」については、この条例における「希少野生動植物」としての位置づけに含まれる。</p> <p>・「植物群落」、「注目種」、「郷土種」については、いわゆるレッドリストではないので、今のところ対象と考えていない。</p> <p>・「郷土種」に関する別途の対応についても、今のところ何も考えていない。</p>
6	<p>第11条 県民からの提案</p> <p>・ここでいう「県民」とは、一般的に考えられる「県に住所を有する個人」を対象とするのか。徳島県の条例では個人以外に「県内に事務所等を有する法人」も含めている。法人を含めなかった理由、検討経緯があれば教えて欲しい。</p>	<p>・第2条定義で言うところの「県民等」ではなく、「県民」である(一般的な「県に住所を有する個人」という意)。京都府の条例の条文を参考にしたため、法人を敢えて対象から外すとの検討はしていない。</p> <p>・再度、検討する。</p>
7	<p>第11条 県民からの提案</p> <p>・第4条「県民等の責務」では、旅行者、滞在者にも努力を求めている一方、本条では県内に住所を有する者だけとし、県内に勤めている者を不適格にしているのは、不均衡感が否めない。</p>	<p>・法令審査の場でも、「県民」「県民等」の定義について指摘を受けているところ。今しばらく、検討したい。</p>
8	<p>第12条 個体の所有者等の義務</p> <p>・「所有者又は占有者の義務」とあるが、国や県が所有する土地に生息・生育する希少野生動植物については、その土地の管理者である国や県が適切に取り扱うよう努めると考えて良いのか。</p>	<p>・野生動物は無主物であることから、所有地に生息するものは所有又は占有に当たらず、野生植物は土地との一体性があるので所有又は占有に当たると考える。ただし、一般論として公共団体が土地を管理している以上、当然その責めを果たすことになると思う。</p>
9	<p>第12条 個体の所有者等の義務</p> <p>・水田周りに実に多くの絶滅危惧種が分布している。官地であれば非常にやりやすいが、民地である水田の絶滅危惧種を、農家の方々が所有者又は占有者として自覚されるかどうか。彼らに堂々と義務を課することができるのか、気になるところ。</p> <p>・第19条において、「指定希少野生動植物」となっているが、似たようなことが書かれているが、それとの関連は。</p> <p>・義務規定の実効性の担保という問題は、普及啓発活動の問題と関わってくると考える。後から関連する項目が出てくるので、その段階で議論することとしたい。</p>	<p>・第19条では、土地の所有者等が追うべき義務を規定している。個体そのものと生息地等と分けて規定している。</p> <p>・本条のタイトルとして「義務」という言葉を使用しているが、条文では「努めなければならない」というようにぼかして努力義務としている。</p> <p>・実効性を担保できるのかということが問題ではある。</p>
10	<p>第三章 生息地等の保全に関する規制</p> <p>・市町村単独事業、土地改良区の用水路の改修工事などが適用除外になるとした場合、どこまでその趣旨を徹底させるのか。</p>	<p>(回答は後日整理)</p>
11	<p>第三章 生息地等の保全に関する規制</p> <p>・形質変更を伴う農地転用は、開発行為から外れる場合が結構ある。その際の農業委員会との連携はどうされるのか。</p>	<p>(回答は後日整理)</p>

整理番号	委員意見	事務局回答	
12	第三章 生息地等の保全に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> 立入制限地区は、盗掘など人の行為を意識した規定になっていると思うが、シカによる食害など野生動物の個体数の増加が各地で問題になっている。この条例のどこかに、これら野生動物に対する被害対策を想定したような項目はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 第5章保護管理事業の第36条、保護管理事業の実施のあたりで、対応できると考える。
13	第三章 生息地等の保全に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> 生息地等保全地区の指定のイメージの中に、野生動物被害からの保全という目的も含まれると考えてよろしいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 考えることができる。
14	第30条 損失の補償	<ul style="list-style-type: none"> 水田に絶滅危惧種が生息することによって、思い切った稲作、農業ができないために、その損失を補填するというような仕組みが、このなかで盛り込まれていると解釈できるのか。 絶滅危惧種の保護に関わる最大の課題は、圃場整備事業だと思う。既に実施されており、後に絶滅危惧種が発見された場合に、自然環境課が農林部に対してどこまで強権を発動できるのか、興味があるところ。 庁内での調整という問題もあると思う。非常に重たい問題と感ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> (この条文には盛り込まれていないが、)後でまた関連する条文が出てくる。
15	第四章 外来種に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> 他の先行する自治体の条例では、外来種の関係はどのように扱っているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 単独条例制定の20道府県のうち、10府県が外来種に関する何らかの規定を設定しており、近年制定された条例には規定される傾向あり。
16	第四章 外来種に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> 希少野生動植物だけでなく、在来の野生動植物に影響を与える外来種全てを対象としたものにできないか。そう読み取れる文体にできないか。 生物多様性に影響するということは、間接的に希少野生動植物に影響するということ。ここでは曖昧な形で置いておいて、間接的影響も考えるという解釈が成立するようにしておけばよいと思う。 調査が進んでいく過程で、その調査結果を活用して、新たな展開を検討することになると思われる。当初から対象を広げていくのは難しいという意向も理解できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 希少野生動植物の保護に関する条例であることから、外来種全てに対象を広げることは難しい。 ただし、外来種の現状把握のための調査を主眼に置いていることから、希少野生動植物への被害状況を把握できていないことを考慮すると、実質的には外来種全般がその対象となることも解釈できる。
17	第五章 保護管理事業	<ul style="list-style-type: none"> 保護管理事業は、実施可能なものを、とりあえずモデル的ということですが、どういふ議論を踏まえて選定されることになるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 想定されるもののひとつは、既に地域住民の方々が保護活動を実践されており、その活動をバックアップするために、この制度に乗せるというもの。
18	第五章 保護管理事業	<ul style="list-style-type: none"> 保護管理事業計画は、指定種全てについて策定するのではないということだが、全体の何割程度を想定されているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今のところ想定していない。 参考だが、『種の保存法』では、環境省版レッドリスト掲載種の1.9%・73種を「国内希少野生動植物種」として指定し、そのうち52%・38種について「保護増殖事業計画」を策定している。
19	第六章 県民との協働体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 県民との協働がいろいろ盛り込まれており、大変結構であるが、奈良県には、NPOや任意団体とのインターフェイスになる機関が存在しない。条例と併せてそのような機関の整備が重要と考えるが、その見通しはいかに。 7月19日開催のシンポジウムでも自然史系博物館の必要性の発言があったので、県としては十分承知していると思う。この場での回答は難しいと思うので、今後努力していただくよう要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然史系博物館あるいは研究施設など資料やデータの蓄積を行う機関の重要性は認識しているが、今後の課題である。 当面は既存の施設などを活用し整理していきながら、最終的には良いものを作っていくという方向で、出来るところから段階的に進めていきたい。
20	第六章 県民との協働体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 県内外の多くのNPOが保護活動に協力したいという意志を持っている。県だけではなく、それら団体と県・国との連携を、ハードの整備ではない別の発想でもって協力体制を築けば上手くいくと思う。 直近に実現いただきたい課題である。検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 特段の回答ナシ

整理番号	委員意見	事務局回答
21	<p>第六章 県民との協働体制の整備等</p> <p>・実際に、ある地域の保全活動を行う場合、カチツとした委員会ではなく、研究者、NPO、行政などで組織するワーキンググループのような緩やかなサブ組織を作ることが推進のためになる。協働体制の整備のなかに、このようなものは入っているか。</p> <p>・県としても即答は難しいと思うので、もう少し検討していただき、納得できる形で接点を生み出したい。今は宿題という形でまとめさせていただく。</p>	<p>・特段の回答ナシ</p>
22	<p>第41条 県民、事業者及び民間団体の自発的な活動への支援</p> <p>・第六章こそが最も重要な部分。特に第41条だが、ここでいう「必要な支援」とは具体的にどのようなものを考えているのか。京都府が取り入れた、カナダのスチュアーツシップ制度のようなものか、ちょこちょことするだけか。</p> <p>・具体的な支援について、どこまで踏み込んでいくべきか検討する必要がある。各委員も含めて他のいろいろな情報を集め、少しでも前向きに検討できれば良いと考える。 ・条文の「助言等その他の必要な支援」という表現が内向きの中に籠もったような印象を与える。もう少し外に向かっていくような感じ、その団体が広報、周知できるという意味合いの表現に替えた方がよい。</p>	<p>・想定されるものは次のとおり。 ①第五章の保護事業計画の認定を受けた者に対する財政的支援 ②国、財団等の助成制度の情報提供 ③NPO等団体間の情報連携体制の整備 ④県の広報ツールの活用</p> <p>・検討する。</p>
23	<p>第41条 県民、事業者及び民間団体の自発的な活動への支援</p> <p>・本県では、NPOへの支援がなかなか進んでいないのが現状である。それにも力を入れていきたいと思う。</p>	<p>・特段の回答ナシ</p>
24	<p>第44条 国及び他の地方公共団体との連携</p> <p>・国や県では、河川改修の手法として多自然川づくりを一部行っているが、市町村では工事代金や維持管理の問題で実施されていない。その意味で、民間よりもかえって市町村との連携が必要である。</p>	<p>・特段の回答ナシ</p>
25	<p>第46条 農林漁業等への配慮</p> <p>・第12条もしくは第19条の所有者等の義務規定とも関連するが、水田に関して、農業の生産性の向上(圃場整備事業)と、希少野生動植物の生息地の保全とのバランスの問題には、齟齬、矛盾がある。本条でいうところの「配慮」という意味合いについて、県自然環境課としての意見はいかに。選択肢は3つあると考える。 ①生産性向上のためには、生息地の保全は放棄する ②生息地を保全することに伴う生産性の低下に対して、その潜在的損失を補填する(デカップリング、環境税等による農家に対する経済的支援) ③生産性の向上に係る圃場整備事業に、自然環境課として干渉する(整備・未整備区域のゾーニングなどの農林部への提言)</p> <p>・NPOが土地を借り水田の耕作を通じて保全活動を行う事例が多くある。農業として維持させるのとどちらが現実的かという問題はあるが、これを支援することは保全活動を支えることであって、農業を支えることとは違う。農家が自らの土地で、希少野生動植物を保護するために敢えて利益度外視で旧来農法を継続する、その心意気に経済的支援をするという考えが必要ではないか。そうでなければ保護を推進するという精神からは一歩後退と感じる。 ・この場で即、前向きな発言は期待しにくい。これについても庁内でがんばっていただきたい。</p>	<p>・的確に答えを持ち合わせているわけではないが、庁内連絡会議を設置している中で、開発部局とはその中での調整ということになる。一方、デカップリングするようなことは、今のところ県としては考えにくい。 ・この条文については、県独自制度ではないが、農地保全対策のための既存の補助事業を念頭に置いている。</p>
26	<p>第47条 国等に関する特例</p> <p>・今後、全国的に広域連合が主体となっていく流れがある。適用除外のなかに特別地方公共団体である広域連合も含めるべきと考える。</p>	<p>・特段の回答ナシ</p>
27	<p>第八章 罰則</p> <p>・この章については、説明があったとおりこのままでよいと考える。</p>	<p>・特段の回答ナシ</p>